

佐賀県告示第三百五十五号

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第九条の二第一項の規定により、平成二十三年佐賀県告示第百五十一号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平成二十三年三月十一日から同年十二月十四日までの間に到来するものについて、同月十五日とする。

平成二十三年十一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

都道府県名	地 域
岩手県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町